

質問日 平成23年9月30日（金）

質問者 谷井 いさお 議員（公明党・県民会議）

1 県立病院へのドクターカーの導入について【答弁者 前田病院事業管理者】

ドクターカーは、救急現場や患者の搬送途上において、早期から医師が治療にあたることにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果があることから、兵庫医科大学病院、神戸市立医療センター中央市民病院、公立豊岡病院等、救命救急センターに指定されている県下の5病院に配置されています。

県立病院では、災害医療センター及び加古川医療センターにおいて、救命救急センターとしての機能を十分に発揮するため、ドクターカーを配備して24時間体制で運用し、救急現場において、医師が、正確な病態の診断や各種薬剤の投与、気道確保をはじめとした初期治療を行っています。また、大規模災害発生時においては、トリアージの役割も果たすこととしているところです。

現在、整備を進めている尼崎病院・塚口病院の統合新病院においても、救命救急センターを設置してE R型の救急医療を提供していくこととしており、地域の救急患者の救命率の更なる向上を図っていくためには、ドクターカーの配備が必要であると考えています。

今後、ドクターカーに搭乗し的確な対応ができるスタッフの確保・養成に努めるとともに、ドクターカーの出動基準等の運用方法や連携方策について地元消防機関と調整を図るなど、ドクターカーの導入に向けた検討を鋭意進めてまいりたいと思うので、ご支援をお願いします。

2 医療人材の養成・確保について【答弁者 井戸知事】

「地域医療活性化センター」につきましては、神戸大学との協同事業として、平成23年度の地域医療再生計画におきまして、国に申請しています。医局機能を持ち、医師確保対策の諸事業を実施する施設として整備します。

このセンターでは、まず救急、小児、周産期等の地域医療に必要な医師・看護師等の教育・研修を行います。第二に、専門医や総合診療医などの医療人材の養成、集積、そして派遣を行います。第三に、循環システムによる指導医などのベテラン医師を地方に派遣して、研修医などの教授方をやっていただきます。そして第四に、ITを活用した遠隔医療支援などの役割を担うことにしています。

一方、県立尼崎・塚口統合新病院は、本県のマグネットホスピタルとして、医療人材養成の臨床拠点の機能を果たすこととなります。従来から本県が考える、地域医療を支える組織の集合体としての「医療人材コンソーシアム」の一翼を担ってもらうことになると考えています。現在も研修医の希望が一番多い

病院が、尼崎病院であります。

まずは、「地域医療活性化センター」を発足させ、そしてその運営にあたっては、神戸大学のほか、公立病院等をもつ市町や、兵庫医科大学などの大学、医師会等へ参画を働きかけまして、全県的な医局機能も付加した組織として、その役割を十分に発揮できるようにしていきたいと考えています。広島における機構の活動については、十分に参考にしていきたいと思います。

### 3 住民出資による太陽光発電事業などの再生可能エネルギー導入の促進について【答弁者 井戸知事】

太陽光発電など再生可能エネルギーについては、炭酸ガスの削減はもとより新たな電力確保やエネルギー自給率を高める面からも導入を促進したいと考えます。このため、住宅用太陽光発電設備設置への補助や低利融資を創設しております。今後とも、企業が再生可能エネルギー部門へ進出しやすい条件整備を検討してまいります。

また、8月23日に学識者や住民、行政等から構成されます「住民出資型太陽光発電導入方策検討会」を立ち上げました。地域住民が初期費用の一部を出し合い、少額でも共同で持ち寄って設置できる住民出資型の太陽光発電の仕組みを検討しています。

この検討会では、議員ご指摘の出資者の範囲をどうするかといった課題のほかに、事業主体、出資形態、配当方法、設置場所、設置費、事務コストの低減など新たな仕組みづくりに向けた課題について十分に検討を行ってまいります。今年度中にもモデル事業案を取りまとめ、来年度の淡路島での事業実施につなげて、その成果を踏まえて全県に展開していきたい。このようにシナリオを描いています。

住民出資型太陽光発電事業の導入促進にあたりましては、再生可能エネルギー特別措置法に基づく買取価格とその期間の設定内容が大変重要な前提条件になります。したがって、電源種別の事業収益性を十分に考慮した再生可能エネルギーの利用拡大に資するような制度設計と購入価格になりますように、国に働きかけていきます。

フェニックス用地につきましては、企業立地の促進につながる可能性も期待できますので、現在庁内関係課によるプロジェクトチームにおいて、メガソーラー誘致もその1つとして検討を行ってまいります。

ワン

また、淡路島に昨年11月設置しました「あわじメガソーラー1」のように、見学者の訪問による地域の活性化や企業立地のPRに繋がっている事例もございます。こうした観点を踏まえ、県内の新たな企業立地を視野に入れた太陽光発電設備等の導入促進も図ってまいります。いずれにしましても、再生可能エネルギー導入につきまして、積極的に取り組んでまいります。

#### 4 交通事故被害者への支援の充実について【答弁者 倉田警察本部長】

交通事故被害者に対する支援につきましては、ひき逃げ事件や交通死亡事故、危険運転致死傷事件などを対象事件として、被害者や遺族に対し、事故の概要や刑事手続きの説明、被害者の手引きの配布、捜査状況の連絡のほか、必要によって検証又は実況見分時の付添いなどの支援活動を実施しております。

議員御指摘の「脳脊髄液減少症」に関しましては、県のホームページなどでも紹介されており、現在、医学的な解明が進められているところであると承知しております。

交通事故の捜査に際しましては、基本的には交通事故の被害者から提出される診断書に基づき、病名や加療日数を把握しているところですが、頭痛、倦怠、不眠、記憶障害などの症状で苦しんでいる方がおられることを理解した上で、交通事故の捜査を行うことは重要であると考えます。

現在、県警察では、交通事故捜査に携わる交通警察官を対象とした教養において、民間の犯罪被害者等早期支援団体である「NPO法人ひょうご被害者支援センター」の職員による講義を聴講させ、交通事故の後遺症に苦しんでおられる方々や遺族に対する被害者支援の大切さなどを理解させており、今後も、必要な指導、教養を行いたいと考えます。

また、交通事故被害者から、「脳脊髄液減少症」等に関する相談を受理した場合は、県のホームページを活用して相談窓口を教示するなど、適切な被害者支援に努めてまいり所存であります。

#### 5 災害時に備えた警察官の装備の充実について【答弁者 倉田警察本部長】

阪神・淡路大震災当時には、警察における災害救助用装備の整備が万全であったとは言えなかった教訓から、県下各警察署に各種の災害救助用装備を配備し、さらに平成7年6月に新設した広域緊急援助隊の活動に必要な高性能チェーンソー、エアジャッキ等装備の充実に努めているところでございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、東日本大震災では、阪神・淡路大震災とは異なり、津波により甚大な被害が発生し、避難誘導活動等に当たってありました岩手、宮城、福島県警察の職員も被災をし、殉職や行方不明になったところでございます。本県におきましても今後発生が懸念される東海・東南海・南海地震に備えた沿岸部の津波対策は喫緊の課題であるというふうに認識をしております。

そのため県警察におきましては、本年6月、「兵庫県警察大規模地震・津波対策プロジェクトチーム」を設置を致しまして、従来の対応要領を再点検を致し、住民の方々を安全に避難誘導するための避難場所・避難経路の確認を始め、災害時要援護者の実態把握や避難誘導に必要な装備資機材の検討を進めているところでございます。

今後は、これまでに整備した災害救助用装備の操作習熟訓練を反復実施し、これらの有効活用に努めますとともに、ご指摘のとおり、現場で津波対策に当

たる警察官が、自らの安全を確保しつつ、より効果的な避難誘導活動等に従事することができるよう、救命胴衣の充実をはじめ、避難誘導に必要な各種装備資機材につきまして、関係当局と連携を図りながら、その充実を進めてまいりたいというふうに考えております。

## 6 県営住宅への避難者受け入れに伴うペット飼育について

【答弁者井戸知事】

県営住宅への避難者受け入れに伴うペット飼育の問題です。大変難しい問題です。

ペットの飼育については、ご指摘がありましたように、癒しですとかリラックスなどの心理的効果やその心理的な負担の軽減によりまして血圧低下などの生理的効果、さらにはペットを通じた人とのふれあいや会話促進などの社会的効果があると言われております。

県におきましては、阪神・淡路大震災後の復興住宅の建設にあたり、白川台東高層住宅、鹿の子台南住宅のそれぞれ2棟を棟単位でペット共生住宅として整備しました。これらの住宅においては、自治会を中心として管理規則の遵守など一定のルールのもと、ペット飼育を認めています。

一般の県営住宅においては、共同生活のルールの一環としてペット飼育を原則、禁止していますが、ペットの鳴き声、悪臭、飛毛など年間200件を超える苦情が寄せられる一方、飼育を認めて欲しいという要望もあります。県としては、一定のルールのもと飼育を認める等の検討が必要であると考えています。ただ現状では認めていません。

避難者受け入れに際し、ペット飼育を認める特別措置につきましては、飼育を認めていない既入居者との公平間や円満な共同生活維持等の観点を考えますと、現状では飼育の禁止は必要やむを得ないものと考えています。今後、先ほど申しましたように、一般の県営住宅において、入居者間の合意形成を前提に、自治会がルールを定め自主的に運営する場合には、飼育を可能とするなど柔軟な対応を検討してまいります。

(再質問 答弁 井戸知事)

ただちに避難者の受け入れに対してペットを持参した場合に受け入れられるという現状にはないのでありますが、今ご指摘いただいたように、自治会等の方で、2年、自分たちも含めてペットの飼育について弾力的な対応をしようというようなことが決められるようならば、それはそれで尊重していくというのも、一つの姿勢だと思っております。

ただ、現時点では、いろんな方がいらっしやいまして、なかなか纏まっていかないというのが実情であります。

しかし、そういう希望がある場合には、相談をしてみるということはやぶさかではない。そして、まとめれば、その方向で、自治会に呼びかけをしていく、このような基本姿勢で望みたいと思っております。

## 7 地域猫対策と猫の殺処分減少対策について【答弁者 久保健康福祉部長】

動物愛護センターに寄せられるねこに関する苦情相談は、年々増加してきております。平成 22 年度には、1,847 件となっております。苦情相談の内容も鳴き声や糞の不始末 など多岐にわたっているところであります。

このため、関係職員によるワーキングチームを設置しまして過去 3 年間の県内の苦情内容を分析し、地域ごとの特徴、ニーズや課題を抽出しまして、どのような方策がねこの苦情に対して有効であるのかについて検討をおこなっているところでございます。

この中で、飼い主のいるねこにつきましては、飼養者を対象とした講習会を行うなど、不妊処置や家屋内飼養の積極的な啓発を行うことが重要であると、このように考えております。

一方、飼い主のいないねこにつきましては、他の自治体で実施をされていまず地域ねこ活動などが参考になる、このように考えています。現在、実施方法や効果を検討するため、具体的な取組事例の調査分析を行っております。

こうしたことを踏まえまして、来年度以降、関係自治会、民間団体、市町と連携をしまして、この活動に協力いただける地域と協働して試行的な取り組みを進めたい、このように考えております。

また、ねこの殺処分減少対策といたしましては、ねこの譲渡数を増やす必要がありますことから、従来の個人への譲渡に加えまして、新たに不妊処置や家屋内飼養など県で定める要件を遵守できる団体への譲渡も実施してまいりたい、このように思っております。

今後とも、人と動物が調和し、共生できる社会作りを目指して取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。

(再質問 答弁)

【井戸知事】

動物愛護センターでの不妊手術の問題であります。さきほど部長が答弁しましたように、地域ねこなどの取扱いにつきましてモデル的に、地域ねこで飼おうとすると、不妊手術をしておりませんと、ノラねここと変わりがないと思われるので、そのような意味では、地域ねこについては不妊手術をする必要が前提となりますので、これにつきましては、動物愛護センターでも不妊手術について検討してまいるといいう方向でございます。

ただ一般的に、持ち込まれたねこについて不妊手術ができるかどうかについては、私も今即座にお答えできる知識をもっておりません。必要であれば部長から答弁していただきます。

【久保部長】

愛護センターでの不妊手術の課題でございますけれども、まずその地域ねこ

というものに取り組みについて、地元の自治会の合意形成というものがまず大事になってくる。ここの部分の合意形成を得ることが一番大きな問題ではないかと考えておりました、合意が得られて、なおかつ、地域のほうから不妊手術の要請があれば、積極的に考えていきたい。

ただ、ごたごたと地域がしている中で、愛護センターとして対応することが困難であるということをご理解いただけたらと思います。